

市立釧路総合病院新棟電話設備構築業務

企画提案書作成要領

令和8年7月

市立釧路総合病院

1 企画提案書一式として提出する資料の種類

企画提案書一式として提出する資料は、以下のとおりとする。なお、本公募型プロポーザル方式に関わる企画提案書類一式として、提案項目を下記の留意事項に従い、提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) 参考費用提案書及び明細書

2 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書の様式は、A4版とする。また日本語で記載すること。
- (2) 正本1部は袋とじかつ社名を表紙に記載して、さらに社印を押印すること。
- (3) 印を押さない提案書を副本として10部作成し、提出すること。また、提出する内容を電子ファイル（PDF形式）で記憶媒体（CD-R等）に記録し提出すること。
- (4) 企画については確実に実現できる範囲で提案すること。また、今回の構築から範囲外の拡張性について記載する場合は、今回の構築範囲ではない旨を必ず記載すること。
- (5) 表題は、「市立釧路総合病院 新棟電話設備構築業務に係る企画提案書」とすること。
- (6) 直接評価の対象とならないパンフレット等を、企画提案書の参考資料として、別途提出を行なうことは認めない。

3 全般的な留意事項

- (1) プレゼンテーション審査では、各参加者から提出された企画提案書に基づく評価を行い、採点する。
- (2) 市立釧路総合病院（以下「当院」という。）が要求する電話設備を実現するための機能、または構築方法等が企画提案書に記載されていなかった場合、評価が低くなる可能性があるため、できる限り実現できる範囲については記載すること。
- (3) 「契約時の仕様書」には、当院の判断で契約業者の企画提案書の内容を盛り込む可能性があるため、企画提案書には確実に実現できる範囲を記載すること。なお、複数の方式を提案した場合には、全ての方式で実現できることと契約業者が認識したものとする。
- (4) 参考費用提案書以外に別途費用が必要なものは、評価対象外であるため企画提案書には記載しないこと。ただし、将来の実現範囲に係る言及は記載も可能とする。
- (5) 提案した方式だけで所与の電話設備の構築ができない場合は、追加の電話設備構築を契約業者の負担で行うこととする。

4 企画提案書記載事項

企画提案書に関しては、以下に関する事項を30頁以内（表紙、目次を除く。）に簡潔にまとめること。なお、別冊として補足資料やカタログ等を添付することは認めない。

	記載項目	記載内容
(1)	業務実施について	以下のア～イの項目について、それぞれ記載すること。
ア	本業務の目的及び課題についての理解	提案者が本業務を遂行する上での基本的な考え方、本業務の目的や課題に対する理解について具体的に記載すること。
イ	スケジュール及び実行体制	契約から稼働までのスケジュール及び実行体制を具体的に記載すること。なお、実行体制においては、履行期間満了までの責任者や実施リーダーを明確にすること。
(2)	仕様について	以下のア～キの項目について、それぞれ記載すること。
ア	電話設備構築全般について	電話設備構築の仕様及び関連設備について具体的に記載すること。特に、操作性や機能性、他社との違いについても明記すること。
イ	電話交換機システム、ナースコール連携システム、FMCサービス及びFMC端末の導入について	各システム等の仕様、工事内容、今回調達範囲における特徴について具体的に記載すること。
ウ	性能及び信頼性について	性能や信頼性について具体的に記載すること。特に、拡張性や可用性、通話品質、停電対策及び回線障害対策について明記すること。また、端末間の連絡機能（特に複数端末への一斉送信機能）について明記すること。
エ	安全性について	安全性について具体的に記載すること。特に、セキュリティ対策、サイバー攻撃対策、不正アクセス防止対策、BCPに対する考え方、個人情報保護等、地域の高度急性期病院として医療の継続提供に対する考え方を明記すること。
オ	利用者教育について	電話設備変更に伴う職員研修やリハーサ

		ルの規模、日程や操作マニュアルについて具体的に記載すること。なお、病院整備に伴う特徴や対応についても明記すること。
カ	機能移行について	現行電話設備からの利用方法の変更等について、職員の作業負担の考慮や対策について具体的に記載すること。
キ	保守体制について	機器の保守体制を具体的に記載すること。特に障害発生時等の対応については保守窓口による現地対応について明記すること。
(3)	課題への解決策について	以下のアについて、記載すること
ア	病院整備について	新棟整備と同時の電話設備構築や、その後の既存棟の順次改修に伴う対応など病院整備に対する貴社の支援内容に関し記載すること。

5 参考費用提案書及び明細書

- (1) 参考費用については、日本円で消費税を含まない金額で表記すること。
- (2) 参考費用提案書は、電話設備構築費用及び保守費用・利用料についてそれぞれ記載するとともに合算した総合計を記載すること。
- (3) 保守費用・利用料については6年間の利用を想定し、作成すること。なお、保守費用・利用料は企画提案上限額内に含めなくてもよいものとする。
- (4) 電話設備構築費用
電話設備構築時に必要な全ての費用の合計を記載すること。
 - ア PBX費用
 - イ FMC関連費用
 - ウ ナースコール連携システム費用
 - エ 付帯設備工事
 - オ その他費用
- (5) 保守費用・利用料
保守費用・利用料については、以下のとおり記載すること。
 - ア 項目については、それぞれ監視・問い合わせ対応・障害受付・障害対応・予防保守、通話料・回線料、その他費用に分け、運用開始から起算し6年間にかかる費用をすべて洗出し提示すること。
 - イ 主な内容については「音声関連設備に関する保守体制の構築仕様 1. 機能要件」を参照し、提案すること。

- ウ 通話料・回線料については、電話設備を継続利用するにあたり運用上必要な保守費用以外のランニングコストとする。
- エ 提案時点での最新価格等が変動しないことを前提として、参考費用提案書を作成すること。
- オ 表題は、「市立釧路総合病院 新棟電話設備構築業務に係る参考費用提案書」とすること。

(6) 明細書

明細書については、以下のとおり記載すること。

- ア 参考費用提案書の内訳がわかる明細書を添付すること。
- イ 明細書様式は任意とするが、各明細は製品名ならびに型番を明記し、数量および単価、明細単位の金額計を記載すること。
- ウ 各明細は当要領の「5(4) 電話設備構築費用」のア～オ、および「5(5)保守費用・利用料」のアに記載された項目に分類すること。また、分類単位の間接計を表示すること。
- オ 各明細単位もしくは分類単位、合計額に対し値引き等が存在する場合は、対象となる単位に対しその金額を記載すること。
- カ 明細書の合計金額は、参考費用提案書のコと合致していることを必ず確認すること。

以 上